（電子呼出状の記録事項等）

第三十九条　参考人の電子呼出状には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

2　前項の電子呼出状を参考人に送達するときは、同時に、審問事項書を送達しなければならない。

（宣誓）

第四十二条　［略］

2　［略］

3　第一項の宣誓は、審判長が、参考人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、参考人がこれを述べることができないときは、審判長は、参考人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。）に署名させ、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

［項を削る。］

4　［略］

（文書等の質問への利用）

第四十六条　［略］

2　［略］

3　審判長は、電子調書の作成に用いる場合その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（書類等に基づく陳述の禁止）

第四十七条　参考人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（対質）

第四十八条　［略］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を電子調書に記録させなければならない。

3　［略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による参考人審問）

第四十八条の二　法第三十四条の四十七第二項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人（同項第二号に掲げる場合にあっては、指定職員及び被審人又はその代理人並びに参考人）の意見を聴いて、参考人を次に掲げる要件を満たす場所であって審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

一　指定職員又は被審人若しくはその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第三十四条の四十七第二項第一号又は第三号に掲げる場合において、その場所が指定職員並びに被審人及びその代理人の在席する場所であるとき又は指定職員若しくは被審人若しくはその代理人がその場所に在席することにつき指定職員及び被審人若しくはその代理人に異議がないときを除く。

二　参考人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判官が認める者の在席する場所でないこと。

2　前項の方法による審問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の審問の実施に必要な情報を同項の参考人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3　第十九条の二の規定は、第一項の方法による審問をする場合について準用する。

（呼出状の記載事項等）

第三十九条　参考人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、審問事項書を添付しなければならない。

［一～三　同上］

［項を加える。］

（宣誓）

第四十二条　［同上］

2　［同上］

3　審判長は、参考人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。参考人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

4　前項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

5　［同上］

（文書等の質問への利用）

第四十六条　［同上］

2　［同上］

3　審判長は、調書への添付その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（書類に基づく陳述の禁止）

第四十七条　参考人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（対質）

第四十八条　［同上］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を調書に記載させなければならない。

3　［同上］

［条を加える。］